

生徒心得

心得は本校生として教育を受けるため必要な日常の心得を示したものである。

1 登下校について

- (1) 始業時刻10分前までにホームルームに入っていること。
- (2) 登校後は、許可なく下校可能時刻まで校地外へ出ないこと。
- (3) 登下校の際は交通法規や交通道德を遵守すること。

2 遅刻、欠課、早退について

- (1) 欠席、遅刻、早退、欠課をする場合は速かに連絡し、所定の届を提出すること。
病気1週間以上の場合は、医師の診断書を添付する。
- (2) ホームルーム又は授業開始の後、教室に入る者は遅刻とする。遅刻カードに必要事項を記入し、ホームルーム担任の捺印を受け入室する。

3 学習について

- (1) 学習は生徒の本務であることを認識し、積極的・自発的に学習に努めなければならない。
- (2) 始業の合図と共に授業が始められるよう、休み時間内に授業の準備を行うこと。
- (3) 課題その他の提出物は、必ず期間内に提出すること。
- (4) 考査における不正な行為は、絶対に行なってはならない。もし不正行為が発見され又事後において発覚した場合は厳重に罰せられる。

4 礼儀作法について

- (1) 校内外に関わらず、常に礼儀正しく、品位ある行動を心がけること。
- (2) お互いの人格を尊重し、応援し合える良好な人間関係作りに努めること。
- (3) 礼儀正しく相手を敬い、親しみの心をもって挨拶すること。
- (4) 言葉づかいは人の性格をよく表わすことから、率直な表現の中に高校生としての品位を保つようにすること。

5 所持品について

- (1) 学校には学習に必要なものだけを持参し、所持品には科名、学年、氏名を明記すること。
- (2) お互いに、金銭貴重品等の貸借をしないこと。

6 清掃について

- (1) 清掃が終了した時は担当教師に報告して指示を受けること。
- (2) 清掃用具は配当されたものを使用し、使用後は所定の場所にきちんと整頓しておくこと。
- (3) 他の分担区域の清掃用具を無断で使用しないこと。
- (4) 常に環境の整備と美化に心がけること。

7 校舎校具について

- (1) 学校の建物や設備器具はていねいに取扱い、使用後は、所定の場所に整理すること
- (2) 校舎、校具や他人の物品を借用する時は事前に許可を得、責任をもって返すこと。
- (3) 校内の図書、器具、標本類、ガラス等を誤って破損した場合は、直ちに係職員に届出ること。
- (4) 火気については特別の注意をはらい、ストーブ使用の際は消火を確認し、係職員に報告すること。

8 校内生活について

- (1) 校内においては如何なる政治活動も許可しない。
- (2) 紛失、盗難、拾得物のある場合、直ちに担任に届出ること。
- (3) 校内放送やチャイムなどの合図に注意するとともに、掲示物や伝達事項について行き違いのないようにすること。
- (4) 校内放送や指示、掲示、出版は関係の教師の許可を受けること。
- (5) 下校時刻以後や休日に生徒だけで学校に入るときは事務室に申し出て、許可を受けること。

9 校外生活について

- (1) 生徒として、社会の一員として、常に社会道徳や国の法律を守って行動すること。
- (2) 外出、旅行の際は家人に行先や用件を常に明らかにする。
- (3) 午後9時以後の夜間外出、外泊は禁止する。
- (4) 交友関係においては、お互いの人格を尊重し合い、互いに友好的な関係を築いていけるよう努めること。また、男女交際は健全なものであること。
- (5) 寄宿舎を訪問する際は、舎監及び管理人の許可を受けること。
- (6) 本校生徒に関し事故が発生した場合、本人及びこれを見聞したものは速やかにその状況を学校に連絡すること。

10 次の諸行為は禁止する。

- (1) 本校教職員に対する暴言、暴行及び指導に従わないなどの行為。
- (2) 飲酒、喫煙、暴力、交通違反、いじめ、薬物乱用、不健全娯楽場への出入りなど、法的に禁止されている行為。

11 諸届、諸願について

- (1) 諸届、諸願は遅滞なく提出しなければならない。
- (2) 諸届、諸願はすべて校長の許可を得なければならない。

願届	種 類	文書 口頭	経 由	備 考
願	退 学	文書	H R T	保護者の連署を要する。
同	休 学	同	同	同、病気の場合は医師の診断書添付。
同	転 学	同	同	保護者の連署を要する。
同	集 会	同	生徒指導部	
同	刊 行 及 寄 稿	文書	同	
同	掲 示	口頭	同	
同	下 宿	文書	同	保護者の連署を要する。
同	校 内 外 合 宿	同	同	
同	団体加入・結成	同	同	不都合と認めた際は許可しない。
同	自動車免許取得	同	H R T 指 導 部	3年次の10月より教習所の入校を許可する。
同	異 装	同	生徒指導部	
同	身分証明書交付		事 務	
同	列 車 料 金 割 引 証 交 付	同	H R T 事 務	
同	通 学 用 在 学 証 明 書 交 付	同	事 務	
同	欠 席	文書	H R T 教科担任 (課題)	保護者の連署を要する。病気1週間以上の場合 は医師の診断書添付。
同	忌 引	同	H R T	父母7日間、祖父母3日、兄弟姉妹3日
同	遅刻・欠課・早退	同	H R T 教 科 担 任	教科担任より課題をあたえる。
届	住 所 変 更	同	H R T	住民票提出。
同	保 護 者 変 更	同	同	在学保証書。
同	本籍、氏名変更	同	同	住民票提出。
同	紛 失 物	同	生徒指導部 H R T	
同	拾 得 物	同	同	
同	教室校具使用	同	教 務	
同	校舎校具破損	同	同	弁償させることがある。
同	帰 省 ・ 旅 行	同	H R T	
願	入 退 寮	文書	舎監長・H R T	
届	ア ル バ イ ト	同	H R T 生徒指導部	